

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年4月11日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、おおむね以下のことから、本件処分の取消しを求めている。

担当者が言う資産については、請求人は持ち合わせていないので、本件処分は不当である。

本件預金の口座は、平成26年11月より請求人の手元から離れており、請求人の管理下にはなかった。

その理由としては、請求人は、平成26年10月からは逮捕されており、平成29年2月まで刑務所及び保護会で生活していたので、その間を含め本件預金の口座の入出金は請求人以外の者の管理下にあった。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 4日	諮問
平成30年 1月24日	審議（第17回第2部会）
平成30年 2月15日	審議（第18回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) また、法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるところ（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例）、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁）。

- (3) さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(1)によれば、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とされている。

また、問答集問13-23（答）(1)によれば、「保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものである。したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されない。」とされている。

- (4) 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）問11-

15によれば、「開始時の金融機関調査によって判明した預貯金（カッコ内略）については、原則として、法第63条により返還を求めることとなる。ただし、当該預貯金の残高を保護申請時の所持金とみなすべき特別な事情があると判断される場合には、開始時の手持ち金としての取扱いを行って差し支えない。・・・その金額が少額で、開始時の手持ち金とみて、要否判定に影響がなければ、手持ち金の範囲に含める。開始時所持金とみなして要否判定に影響がある（保護否となる）場合は、原則どおり判明した預貯金全額に相当する支給済保護費について法第63条返還を求める。」としている。

運用事例集による上記取扱いは、問答集における預貯金についての資力としての取扱基準（上記(3)）に合致するものであって、合理性が認められるものである。

- (5) また、問答集問7-13によれば、月の途中での保護の変更等に当たっては、最低生活費の認定は日割計算によることとされ、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7の問19によれば、日割計算を行わなければならないときは30日を分母として行うことを原則とするとされている。
- 2 これを本件についてみると、処分庁は、本件保護申請に基づき、請求人の保護を開始したところ、資産調査の結果、請求人が本件保護開始日に申告のなかった資産である本件預金を保有していたことを確認したことから、本件預金を保護開始時の請求人の手持金（法4条の資産）であると認定した上で、請求人に対し、上記1の法令等の規定に基づき、平成29年3月分の支給済保護費（146,750円）に相当する本件返還金の返還を求めたものと認められる。

なお、このとき、返還金額の日割計算は30日を分母として行

うが（上記 1・(5)）、本件の場合、返還対象期間も 30 日間であり、分母と同数であるため、結果として同月分の支給済保護費全額相当が法 63 条に基づく返還対象額となる。

したがって、本件処分は上記 1 の法令等の定めに従いなされており、違算等もないことから、違法又は不当なものとする認めることはできない。

3 請求人は、第 3 のとおり主張するが、この主張は本件預金の銀行口座が請求人の管理下にあることを前提にするものと解されるどころ、これを裏づける証拠等は何ら示されていないのであるから、この主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来